



青山学院大学系属浦和ルーテル学院小中高等学校

学校いじめ防止基本方針

2024年4月より、いじめ防止等に関する措置は教育相談委員会が行います。従いまして下記学校いじめ防止基本方針にある「いじめ対策委員会」はすべて「教育相談委員会」と読み替えてください。

2024年4月1日

第1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条より）

浦和ルーテル学院は法の趣旨を踏まえ、国の基本方針をいじめの定義とし、以下のように定める。また、学院独自の実情を鑑み、学院における『学校いじめ防止基本方針』を定めることとする。

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

第2 いじめ防止等のための組織

◆『教育相談委員会』を設置

学院におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置することとし、名称を「教育相談委員会」とする。教育相談委員会は学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織であり、いじめに関する問題は当該組織を中核として対応していくこととする。

教育相談委員会は校長、教頭、各部長及び副部長、養護教諭、カウンセラーで構成し、事案によっては生活指導・人権教育部主任、学習・進路指導部主任、教務部主任、対象学年の担任等を追加する。また、必要に応じて外部機関や専門的知識を有するその他の関係者との連携もしていく。

第3 いじめ防止

学院では、いじめ防止のために各担当者（部署）の役割を以下のように定める。

(1) 学級担任等

- ・朝の礼拝や総合の時間等を通じて、「いじめは誰にでも、どの学校でも、いつでも起こりうる」との意識を児童・生徒に持たせ、「いじめは人間として絶対に許されない」「悪ふざけもいじめと疑われる行為である」という雰囲気を学級全体に浸透させる努力をする。また「いじめとはいじめられた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、暴力を伴わないいじめもある」ことについて、児童・生徒が十分に理解できるように働きかけていく。
- ・規律のある授業やクラス経営を行い、児童・生徒が安心できるクラス経営を目指す。また、児童・生徒の豊かな情操や道徳心を育み、自分の存在と他人の存在を等しく認めながらお互いの人格を尊重し合い、児童・生徒一人一人が自分の居場所を感じられるクラスに作る。そのことによりクラスの一員としての自覚や自信を育て、それぞれの自己有用感や充実感を高めることができるよう努力する。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) いじめに関する授業を行う（道徳教育や人格教育の充実を目指す）
→各学期に一度はいじめ問題を取り上げて、児童・生徒に考えさせる授業をし、朝の礼拝等でもいじめについて触れることで、児童・生徒が自発的にいじめを防止できるように啓発していく。
- (イ) コミュニケーションスキル、人間関係スキル、ソーシャルスキルの向上を目指す。
→総合等の授業を通して、良好な人間関係を作り、持続させる技術を教え、子どもたちの間で起きる日常生活における小さなトラブル場面では具体的に対処法や解決法を教えていく。
- (ウ) 児童・生徒と信頼関係を築くため、また一人一人の小さな変化にも気付くことができるよう、定期的な二者面談を行い、初等部・中等部では連絡帳等の一言日記等を通していじめを未然に防ぐ努力をする。
- (エ) クラス全体及び個人を褒める学級経営や授業を目指し、児童・生徒一人一人が楽しく過ごせる教室作りを目指す。
- (オ) 集団生活を学ぶ山の上学校等の行事の中で、集団行動の大切さや集団規律のあり方等を児童・生徒に理解させ、いじめのない集団作りが促進されるような活動を盛り込むように働きかける。

(2) 教育相談委員会

- ・いじめの予防として最も大事なことは、「何も起こっていない時の指導の大切さ」であることを教職員に浸透させ、いじめのない学校づくりの目標を達成するための努力ができるよう教職員の一人一人に学院の『学校いじめ防止基本方針』の理解を促進し、意識を高める。
- ・教員の不用意な一言や軽率な言動が「いじめ」の発生を許容している場合があり、教師の指導が徹底されないことによって「いじめ」の土壌を温存させている場合があることを、研修等を通して教職員に理解してもらい、児童・生徒及び保護者との信頼関係の醸成に努めることができるように促していく。
- ・「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童・生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童・生徒を容認するものに他ならず、いじめられている児童・生徒を孤立させ、いじめを深刻化する可能性がある認識を教職員が持てるよう啓発していく。
- ・いじめの兆候が見られた学級の担任やその他学級経営で困っている担任がいれば、一人で抱え込まずに、すぐに教育相談委員会（特に管理職）に相談できる体制を整える。また、管理職は日頃から教職員とのコミュニケーションを取り、教職員が安心して相談できるようサポート環境を整備していく。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) 学校基本方針に基づく、いじめに関する取り組みの実施や具体的な年間計画を作成(Plan)し、その計画を実行(Do)し、検証(Check)・修正(Action)を行う PDCA サイクルで検証を実施する。
→学校基本方針の策定や見直し、いじめの取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- (イ) いじめのメカニズムや発達障害に対する理解の促進、教職員自身の言動や指導のあり方について等、いじめに関する定期的な教員研修を通して、教職員一人一人のいじめに対する資質能力を高めていく施策を実施していく。
- (ウ) 教職員が児童・生徒がお互いを認め、尊重し、一緒にいて安心できる、いじめを許さない授業や学級を作るため、児童・生徒の豊かな人格形成を育てる年間の道徳教育プログラムやいじめ対応の年間計画を立てる。
- (エ) 児童・生徒のいじめが起きた時に早急に対応できることや、いじめ撲滅運動の中心となって動けるよう、生活指導・人権教育部主任をはじめ、初等部、中等部、高等部の生活指導・人権教育部を強化するための体制を整える。

- (オ) 定期的な教育相談委員会を行い、いじめが懸念される事案の有無を調べ、いじめの可能性がある場合は、その情報を共有し早急に対応できるよう努力をする。
- (カ) アッセンブリーアワー（全校礼拝）や各部の礼拝で児童・生徒へ、いじめに関する講話をする等して、いじめ防止を喚起していく。
- (キ) 平成 24 年 11 月 20 日に埼玉県知事、教育委員会委員長、県警本部長等により宣言された「いじめ撲滅宣言」を周知し、埼玉県の方針に準じていじめを許さない気運を醸成する。
 - ※いじめ撲滅宣言：子どもたちが安心して健やかに成長できる社会を作るため「いじめは絶対に許さない」、「子どもたちを守る」という強い決意の下、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言。
- (ク) 学業不振やその心配のある子どもに「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する一つとなることを教職員に認識してもらい、授業改善に当たる。特に若い教員の授業研究や学級経営研究に力を入れて、学院全体の規律が守れるように指導・支援をしていく。
- (ケ) 情報や報告の経路を一本化する等して整備し、情報伝達の際の透明性と正確性を保つ努力をする。

(3) 生活指導・人権教育部

- ・学院内での情報共有をスムーズにし、いじめの起きない学校風土の構築を目指す。
 - ◆上記実施のための具体案としては
 - (ア) 学院で起きた事故、事件に関して担任がまとめた書類を保管し、共有すべきケースに関しては職員会議や教育相談委員会等で報告する。
 - (イ) ネットいじめの防止をはかるため、民間企業と連携をして毎年児童・生徒対象の情報モラル教育を行う。
 - (ウ) 国や県の広報等からの情報を提供する等して、児童会・生徒会（シオン会）が中心になって児童・生徒が自発的にいじめ防止に取り組めるよう促進していく。
 - (エ) 外部機関（県警や他校の生徒指導主任等）と連携をすることで、いじめ等の最新情報を得られた場合は教職員に随時伝え、教職員の意識の向上及び保持に努める。

(4) 保健衛生部

- ・日々の学院生活で起こる児童・生徒の体調不良や小さなトラブルを軽視せず、いじめに発展する可能性があるとの認識で児童・生徒と接し、いじめを未然に防ぐ努力をする。
 - ◆上記実施のための具体案としては
 - (ア) 保健衛生部発行の児童・生徒に配布する各たよりでいじめ問題を取り上げ、いじめの深刻さを訴える等していじめ防止を啓発していく。その際、いつでも保健室及びシャローム（相談室）で相談できることも児童・生徒に伝えていく。
 - (イ) いのちの電話、電話相談窓口等、外部の相談窓口を児童・生徒に周知する。
 - (ウ) 外部機関との連携を通して、いじめ等の最新情報を得られた場合は教職員に伝え、教職員の意識の向上及び保持に努める。
 - (エ) 児童・生徒のいじめに向かわない態度や能力を育成するために、ストレスに適切に対処できる力を向上させる努力をする。

(5) その他

- ・情報教育部：学校基本方針を学院ホームページに掲載し、学院の方針を保護者にも理解してもらい、協力を仰ぐ。
- ・学習・進路指導部：図書館司書等を通じて読書活動を活発化し、いじめ防止に努める。

第4 いじめの早期発見

学院ではいじめの早期発見のために、各担当者（部署）の役割を以下のように定める。

(1) 学級担任等

- ・児童・生徒の日々の様子を観察し、見守ることで小さな変化やSOS（はっきりしたものから分かりにくいものまで）を見逃さないよう努力する。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) 日々の生活の中で、児童・生徒をよく観察し、少しの変化にも敏感に察知できるように努力をする。察知した場合は、児童・生徒の心理状態に配慮しながら声かけ等をしていく。
- (イ) 学院全体で定期的な二者面談を行い、初等部・中等部では連絡帳等の一言日記等を通して、児童・生徒の様子を把握する。
- (ロ) どんなに些細な内容であっても、訴えのあった児童・生徒の話をよく聞く努力をし、いじめに発展する可能性がある場合は、児童・生徒の個人情報やプライバシーに配慮しながら早急に解決に向けて行動する。
- (ウ) 欠席児童・生徒に対する家庭連絡は出来る限り頻繁に行うようにする。

(2) 教育相談委員会

- ・全校児童・生徒の状態を把握し、一人一人が充実した学院生活ができるよう日頃から担任との連携をとりながら、問題をできるだけ早期に発見し、早期対応できるように努力する。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) 教職員に対していじめの早期発見のための児童・生徒の様子を観察する際のコツや技術等を身につけることができるような研修を行い、教職員の資質向上を目指す。
- (イ) 全校児童・生徒対象にいじめに関するアンケートや生活に関するアンケート等を実施するよう指示し、一人一人の児童・生徒の状態を把握できるように努める。
- (ロ) 学校評価アンケートや教員アンケート等を行い、いじめに対する保護者や教職員の認識を確認して、必要に応じて聴き取り等を実施する等していじめの早期発見のための協力を仰ぐ。
- (ハ) 児童・生徒及びその保護者、教職員が抵抗なく、教育相談委員会（特に管理職）にいじめに関する相談ができる体制を整備するとともに、管理職を含む教職員が児童・生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に教育相談委員会そのものが機能しているか等、定期的に体制を点検する。
- (ニ) いじめが発見された場合、早期に対応できるようにいじめ対策マニュアルを作成する。

(3) 生活指導・人権教育部

- ・いじめの早期発見、早期対応を目指し、いじめが起きてしまった場合やいじめの可能性が非常に高い場合は、教育相談委員会や担任等と連携しながら対応していく。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) 登下校時の様子が民間の方からの連絡で学院児童・生徒の間で、または他校児童・生徒絡みのいじめの兆候があった場合、生活指導・人権教育部が中心となって該当の児童・生徒の特定、事実確認、指導等を担任及び教育相談委員会と連携して行う。
- (イ) 教育相談委員会が実施したアンケートから児童・生徒の状態を把握し、必要な場合は対策を考え、実施する。

(4) 保健衛生部

・児童・生徒にいじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないということを十分に理解させ、安心して相談できることを伝え、早期の段階でいじめが発見できるように努める。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) いじめられた、またはいじめの可能性があると訴えがあった場合は、真摯に児童・生徒の話に傾聴し、共感しつつ、情報を的確に把握できるよう丁寧に聴き取りをし、記録する。いじめの可能性が高い場合は、教育相談委員会に報告する。その際、児童・生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- (イ) 教育相談委員会の年間計画に従ってアンケートを実施し、児童・生徒からの訴えと担任とのズレを解消し、よりの確に児童・生徒を担任や教育相談委員会及び生活指導・人権教育部が把握できるようにする。

第5 いじめの対応・措置

学院ではいじめの対応・措置に関して、各担当（部署）の役割を以下のように定める。

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに速やかに組織的な対応をする。
- ・被害児童・生徒を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童・生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

(1) 学級担任等

・いじめがあることが確認された場合、担任が一人で抱えることなく直ちに教育相談委員会に報告し、早急的確な対応を行う。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、被害児童・生徒の心理状態に配慮をしながら本人の話を真摯に傾聴し、被害内容を把握する。その際、被害児童・生徒の自尊感情を高めるように留意し、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意し、本人のそのことを伝え安心させる。
- (イ) 教育相談委員や生活指導・人権教育部と連携しながら、加害児童・生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- (ウ) 被害児童・生徒の保護者と連絡を取り、保護者の心理状態にも配慮しながら事実の聴取を行う。またいじめをうけた児童・生徒及び保護者の支援を行うことを伝え、いじめがあることが確認された場合は報告し、保護者と連携して解決に向けて対応ができるよう努力する。
- (エ) いじめを見ていた児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。はやし立てる等同調していた児童・生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(2) 教育相談委員会

・いじめの報告があった場合、教育相談委員会が中心となって組織的な対応を行う。その際、教育相談委員だけでなく、担任や生活指導・人権教育部の教職員等に指示をする等して連携して対応していく。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するよう関係教職員に指示する。報告された内容を受けて個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、その後の

対応を協議する。この際、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要となる。

→いじめられていても本人がそれを否定する場合：

当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するよう担任等に指示をする。

→いじめられている事実を本人が知らない場合：

加害行為を行った児童・生徒に対する指導などについては法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要な場合もある。

(イ) いじめたとされる児童・生徒からも事実関係の聴取を行うよう指示し、いじめがあったことが確認された場合、早急に学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

その際、いじめた児童・生徒への指導にあっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童・生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童・生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(ウ) いじめの状況に応じて、加害児童に心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童・生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、懲戒を加える際には、いじめた児童・生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(エ) 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携をしていく。

(オ) 日頃よりいじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備をしていく。

(カ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(キ) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童・生徒の進学・進級や転出に当たって、適切に引き継いだり、情報提供できるような体制をとる。

(3) 生活指導・人権教育部

いじめの報告があった場合、教育相談委員及び担任をはじめ関係のある教職員と連携して対応していく。

◆上記実施のための具体案としては

(ア) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置を取る。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局または地方法務局の協力を求めプロバイダに

対して速やかに削除を求める等の措置を講じる。

- (イ) 児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (ウ) 加害児童・生徒の事実確認を行い、適切な指導を行う。
- (エ) 報告書を保管し、教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、同様の事案があった場合に速やかに対処できるようにする。

(4) 保健衛生部

いじめの報告があった場合、教育相談委員会が中心となって組織的に対応する際、生活指導・人権教育部及び担任をはじめ、関係のある教職員と連携して対応していく。

◆上記実施のための具体案としては

- (ア) いじめられた、またはいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、本人の心理状態に配慮しつつ、本人の話に真摯に受け止め、被害状況の把握に努める。その際、個人情報やプライバシーが守られることを伝え、その児童・生徒が安全と安心を実感できるようにする。
- (イ) いじめられた児童・生徒に寄り添い、支える体制を整え、いじめられた児童・生徒が安心して学習その他の活動にできる早く取り組むことができる環境を確保する。状況に応じて、外部専門家の協力を得よう対応する。
- (ウ) 個人情報やプライバシーに配慮しつつ、いじめの事実が確認されたら教育相談委員会に報告する。特に被害児童とその保護者のケアにつとめる。
- (エ) いじめを目撃し、また止められなかったことで傷ついている児童・生徒がその苦しみを訴えてきた場合は、その児童・生徒の話に傾聴し、その苦しみを軽減できるように努力する。

第6 重大事態への対処

①「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法 第二十八条より）

学院は法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を重大事態の定義とし、以下のように定める。

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

※『重大事態』の例として、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な

被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。また、「相当な期間」は国の基本方針に合わせて、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要との認識で対応する。

①児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

②重大事態の報告があり、調査を経て事実と確認できた場合、教育相談委員長は当該学校を所轄する都道府県知事へ事態発生について報告する。いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。場合によっては都道府県知事より、第28条第1項に定められた再調査を命じられる場合があり、その場合は速やかに対応することとする。

③調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、速やかに弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成される組織を設け、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④事実関係を明確にするための調査の実施

- ・事実関係を明確にするために、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であるとの認識を持つ。

⑤調査を行う際の注意事項

(ア) いじめられた児童・生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童・生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行うこと等を視野に入れる。
- ・いじめられた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童・生徒の状況に合わせた適切かつ継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院や死亡等）

- ・当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等に着手する必要がある。
- ・自殺の背景調査における留意事項「児童・生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考する。

(ウ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童・生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるため、教育相談委員会を中心に教職員全体で、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める（緊急対応を行う）。また教育相談委員会は予断のない一貫した情報発信をし、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑥調査結果の提供及び報告

事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、経過報告や説明をする。

→質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童・生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

青山学院大学系属浦和ルーテル学院小中高等学校 学校いじめ防止基本方針の概要

全体の構成は以下のようになっています。

第1 いじめの定義

第2 いじめ防止等のための組織

第3 いじめ防止

- (1) 学級担任等
- (2) 教育相談委員会
- (3) 生活指導・人権教育部
- (4) 保健衛生部
- (5) その他

第4 いじめの早期発見

- (1) 学級担任等
- (2) 教育相談委員会
- (3) 生活指導・人権教育部
- (4) 保健衛生部

第5 いじめの対応・措置

- (1) 学級担任等
- (2) 教育相談委員会
- (3) 生活指導・人権教育部
- (4) 保健衛生部

第6 重大事態への対処

青山学院大学系属浦和ルーテル学院小中高等学校 いじめ防止対策年間計画

下記のとおり基本計画を定め、学年・学級の実態・発達段階や行事等の実施を踏まえて調整する

1学期	4月	5月	6月	7月
児童・生徒・保護者向け	入学進級時講話 学校いじめ防止基本方針の説明	HRでの啓発 学校行事での啓発・指導 部活動での指導	いじめ・生活・授業アンケート HRでの啓発 いじめ防止講話	アンケート結果共有 保護者会での啓発 3者面談での相談
教職員向け	入学進級時講話に向けて準備 学校いじめ防止基本方針の理解と周知	HRでの啓発に関する留意点と指導 学校行事での留意点 部活動での留意点	いじめ・生活・授業アンケート作成実施 HRでの啓発に関する留意点と指導 いじめ防止講話実施計画・人選	アンケート結果の分析と活用 保護者会の内容確認 3者面談での対応指導

2学期	9月	10月	11月	12月
児童・生徒・保護者向け	2学期スタートに向けての指導 HRでの啓発	HRでの啓発 学校行事での啓発・指導	HRでの啓発 学校行事での啓発・指導	いじめ防止講話(外部講師) 3者面談での相談
教職員向け	HRでの啓発に関する留意点と指導	HRでの啓発に関する留意点と指導 学校行事での留意点	HRでの啓発に関する留意点と指導 学校行事での留意点	いじめ防止講話計画・人選 3者面談での対応指導

3学期	1月	2月	3月
児童・生徒・保護者向け	3学期スタートに向けての指導 HRでの啓発	いじめ・生活・授業アンケート	アンケート結果共有 1年間の振り返り
教職員向け	HRでの啓発に関する留意点と指導	いじめ・生活・授業アンケート作成実施	アンケートの結果の分析と活用 1年間の振り返り 新年度に向けての準備